

川崎市信用保証等促進事業補助金交付要領

(通則)

第1条 川崎市信用保証等促進事業補助金の交付については、「川崎市補助金等の交付に関する規則」(平成13年川崎市規則第7号)及び「川崎市中小企業融資制度要綱」によるほか、この要領に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要領は、川崎市内の中小企業者等が必要とする事業資金の融通を円滑にするために、保証料補助金及び代位弁済補助金を、川崎市信用保証協会に対し交付することにより、川崎市内の中小企業者等の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要領における用語の定義は、それぞれ次の各号の定めるところによる。

- (1) 「要綱」とは、川崎市中小企業融資制度要綱をいう。
- (2) 「補助金」とは、要綱において定める特別保証料率に係る保証料補助金並びに代位弁済に係る代位弁済補助金をいう。
- (3) 「保証協会」とは、川崎市信用保証協会をいう。
- (4) 「保証協会負担率」とは、代位弁済が発生したときに、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)に基づき保証協会が負担する保険非填補率を言う。ただし、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第12条に規定する経営安定関連保証で、一般社団法人全国信用保証協会連合会または一般財団法人生活用品振興センターからの補償を受けるときは、当該填補率を控除して保証協会が負担する保険非填補率を算出する。
- (5) 「回収率」とは、保証協会前年度回収率と全国信用保証協会前年度平均回収率を比較して、高い回収率をいう。なお、保証協会前年度回収率と全国信用保証協会前年度平均回収率は、帳簿求償権回収額を期首帳簿求償権残高と期中代位弁済額の合計額で除して算出する。
- (6) 「元利」とは、主たる債務及び利息をいう。

(補助対象)

第4条 要綱第10条第2項に基づき交付する保証料補助金の対象は、要綱別表第2に定める特別保証料率を適用する資金に係る当初融資実行時又は条件変更時に生じる保証料とする。ただし、いずれの資金においても、信用保証書の有効期間内(保証承諾翌日から起算して最大60日以内)に何らかの事由により融資実行がされなかったものは保証料補助金の対象とならない。

2 保証料補助金の川崎市の会計年度ごとの補助対象は、保証協会が当該年度の4月から翌年3月までに、保証承諾は実行処理、条件変更は決定したものとす。

3 前項の規定にかかわらず、保証料補助金の精算等により保証協会に未収が生じた場合は、異なる会計年度の保証料も保証料補助金の対象とする。

4 代位弁済補助金の対象は、別表に掲げる資金に係る中小企業信用保険法に基づき保証した債務について代位弁済したもののうち元利の合計額とする。

5 代位弁済補助金の川崎市の会計年度ごとの補助対象は、当該年度の4月から翌年3月までに、保証協会が代位弁済したものとする。

(補助額)

第5条 保証料補助額については、保証協会所定の保証料率で算定した全体の保証料額に要綱別表第2に定める市補助料率を乗じて、保証協会所定の保証料率で除した額とし、1円未満の端数については、事前に市の了承を得た場合を除き、切り捨てるものとする。

2 代位弁済補助額については、次の計算式により算出される補助額の合計を上限とし、予算の範囲内で補助するものとする。ただし、代位弁済補助額の1円未満の端数については切り捨てるものとする。

(1) 責任共有制度対象(負担金方式)

代位弁済元利額 × 80% × (100% - 回収率)
× 保証協会負担率 × 別表に掲げる補助率

(2) 責任共有制度対象(部分保証方式)及び責任共有制度対象外

代位弁済元利額 × 100% × (100% - 回収率)
× 保証協会負担率 × 別表に掲げる補助率

(交付の申請及び実績報告書)

第6条 保証協会会長は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書及び実績報告書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する補助金交付申請書及び実績報告書は、原則として補助対象の算定期間を次の期間に分けて提出するものとする。

(1) 保証料補助金

4月分から3月分を各月ごとの申請

(2) 代位弁済補助金

ア 4月分から9月分まで

イ 10月分から12月分まで

ウ 翌年1月分から3月分まで

3 第1項に規定する申請書及び実績報告書には次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 明細書

ア 保証料補助金申請

制度融資コード、保証番号、金融機関名、保証日、貸付実行日、保証金額、貸付金額、保証期間、当初据置計算期間、当初分割計算期間、当初据置金額、当初分割係数、保証協会適用保証料率、市補助料率、状態、変更決定日、条変番号、請求金額を保証案件ごとに明記したもの。

イ 代位弁済補助金申請

顧客番号、保証番号、金融機関、保険填補率、本市以外の填補率、

責任共有方式、代位弁済日、保証期間の始期及び終期、利益喪失日、当初保証金額、貸付金額、保証割合、代位弁済金額（元金及び利息）、市の代位弁済補助金額、適用回収率、市の代位弁済補助率など市の補助金額を代位弁済案件ごとに明記し、算定根拠を確認できるもの。

（２）事業実績報告書

（交付の決定及び額の確定の通知）

第 7 条 市長は前条の補助金交付申請及び実績報告書（第 1 号様式）を受理した場合は、申請書等の内容を審査し、その他必要に応じて現地調査を行い、その内容が適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その内容、条件等について補助金交付決定及び交付確定通知書（第 2 号様式）により、保証協会会長に通知する。

2 前項の申請書等の審査において、市長が調査を必要と認めるときは、保証協会はこれに協力しなければならない。

（補助金の交付）

第 8 条 補助金は、第 7 条による通知後、保証協会会長からの請求により交付する。

（交付決定の取消し）

第 9 条 市長は、保証協会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）補助金を他の用途に使用したとき。

（３）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

（期中管理事務）

第 10 条 保証協会は、期間延長及び返済方法の変更等条件変更に係る事務については、債務者の再生支援を考慮し、資金繰り安定と代位弁済抑制の観点から、補助金交付のない保証案件と同様に行わなければならない。

（補助金交付後における債権の管理）

第 11 条 保証協会は、代位弁済に係る補助金交付後においても、求償に係る債権の管理及び回収については、補助金交付のない求償にかかる債権と同様の注意をもって行わなければならない。

（繰上返済等に伴う保証料補助金の返還）

第 12 条 保証協会は、次の各号に該当する場合は、市に対し保証料補助金を返還しなければならない。

（１）平成 20 年度以降保証受付をしたもので、第 4 条第 1 項の規定により既に交付した補助金が、繰上返済及び条件変更を行ったことより差額が生じたとき、または、決定内容を変更及び取消をしたこと等により差額が生じたとき等

（２）次のいずれかに該当する資金で、保証承諾をしたものが平成 20 年度以降繰上返済及び条件変更を行ったときに生じる保証料補助金の返還金

ア 金融対策特別融資のうちの緊急経済対策融資

イ 緊急経済対策特別融資

2 前項に規定する市への保証料補助金の返還は、前月対象分の明細書及び保証料補助金の返還に関する実績報告書（第3号様式）を毎月10日までに提出するものとし、市が交付する納入通知書により納入しなければならない。

3 前項の明細書には、制度融資コード、保証番号、金融機関名、保証日、貸付実行日、保証金額、貸付金額、保証期間、地公体補助額、受入済地公体補助額、市補助料率、完済日、完済処理日、状態、返戻種類、返戻金額、変更決定日を保証案件ごとに明記する。

（補助金の調査等）

第13条 市長が、地方自治法第221条に基づく調査又は報告を求めたときは、保証協会はこれに応じなくてはならない。

2 保証協会は、補助金の経理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助金の額が確定した日の属する会計年度の終了後10年間保存しなければならない。

（協議事項）

第14条 この要領に疑義を生じた場合、またはこの要領に定めるもののほか必要な事項は、川崎市と保証協会が協議して定める。

附 則 （平成19年2月7日18川経融第335号）

（施行期日）

この要領は、平成19年2月7日から施行する。

附 則 （平成20年2月25日19川経融第336号）

（施行期日）

この要領は、平成20年2月25日から施行し、平成19年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則 （平成20年7月30日20川経融第142号）

（施行期日）

1 この要領は、平成20年7月30日から施行する。

（繰上返済等に伴う保証料補助金の返還に関する経過措置）

2 改正後の要綱第18条第2項の規定による保証料補助金の返還に係る明細書の提出期日は、平成20年7月対象分以降とし、それ以前の対象分に係る明細書の提出期日は、平成20年8月1日までとする。

附 則 （平成22年9月30日22川経融第133号）

（施行期日）

この要領は、平成22年9月30日から施行する。

附 則 （平成23年9月7日23川経融第166号）

（施行期日）

1 この要領は、平成23年10月1日から施行する。

2 改正後の要領第5条第2項の規定による代位弁済補助金については、平

成 2 3 年 1 月 から 同 年 9 月 ま で に 代 位 弁 済 し た も の に つ い て も 対 象 と す る。

附 則 (平成 2 4 年 3 月 1 5 日 2 3 川 経 融 第 3 1 1 号)

(施行 期 日 等)

1 この 要 領 は、 平 成 2 4 年 4 月 1 日 から 施 行 す る。

2 改 正 後 の 要 領 第 5 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 代 位 弁 済 補 助 金 に つ い て は、 平 成 2 4 年 1 月 から 同 年 3 月 ま で に 代 位 弁 済 し た も の に つ い て も 対 象 と す る。

附 則 (平成 2 5 年 3 月 2 8 日 2 4 川 経 融 第 3 2 9 号)

(施行 期 日 等)

この 要 領 は、 平 成 2 5 年 4 月 1 日 から 施 行 す る。

附 則 (平成 2 6 年 3 月 1 1 日 2 5 川 経 融 第 2 6 2 号)

(施行 期 日 等)

この 要 領 は、 平 成 2 6 年 4 月 1 日 から 施 行 す る。

附 則 (平成 2 7 年 3 月 3 日 2 6 川 経 融 第 2 2 1 号)

(施行 期 日 等)

この 要 領 は、 平 成 2 7 年 4 月 1 日 から 施 行 す る。

附 則 (平成 2 8 年 3 月 3 1 日 2 7 川 経 融 第 2 6 9 号)

(施行 期 日 等)

この 要 領 は、 平 成 2 8 年 4 月 1 日 から 施 行 す る。

附 則 (平成 2 9 年 3 月 2 3 日 2 8 川 経 融 第 2 0 7 号)

(施行 期 日 等)

この 要 領 は、 平 成 2 9 年 4 月 1 日 から 施 行 す る。

附 則 (平成 3 0 年 3 月 3 0 日 2 9 川 経 融 第 1 8 5 号)

(施行 期 日 等)

この 要 領 は、 平 成 3 0 年 4 月 1 日 から 施 行 す る。

附 則 (平成 3 1 年 4 月 2 6 日 3 1 川 経 融 第 3 8 号)

(施行 期 日 等)

この 要 領 は、 令 和 元 年 5 月 1 日 から 施 行 す る。

附 則 (令 和 2 年 3 月 2 3 日 3 1 川 経 融 第 1 6 6 号)

(施行 期 日 等)

この 要 領 は、 令 和 2 年 4 月 1 日 から 施 行 す る。

附 則 (令 和 2 年 5 月 1 5 日 2 川 経 融 第 9 4 号)

(施行 期 日 等)

この 要 領 は、 令 和 2 年 5 月 1 5 日 から 施 行 し、 令 和 2 年 5 月 1 日 から 適 用 す る。

附 則 (令 和 3 年 6 月 1 4 日 3 川 経 融 第 7 7 号)

(施行 期 日 等)

この 要 領 は、 令 和 3 年 6 月 1 4 日 から 施 行 し 令 和 3 年 4 月 1 日 から 適 用 す る。

附 則 (令 和 4 年 7 月 1 日 4 川 経 融 第 1 2 4 号)

(施行 期 日 等)

この 要 領 は、 令 和 4 年 7 月 1 日 から 施 行 す る。

- 附 則 (令和5年3月2日4川経融第499号)
 (施行期日等)
 この要領は、令和5年3月2日から施行し、令和5年2月1日から適用する。
- 附 則 (令和5年3月24日4川経融第517号)
 (施行期日等)
 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 附 則 (令和6年3月15日5川経融第538号)
 (施行期日等)
 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 附 則 (令和7年3月24日6川経融第582号)
 (施行期日等)
 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 附 則 (令和8年3月17日7川経融第496号)
 (施行期日等)
 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表

- ・令和8年3月31日保証申込受付分まで

資金名	補助率
振興資金	30%
小規模事業資金・小口零細対応小規模事業資金	30%
経営安定資金	30%
産業立地促進資金	50%
創業支援資金	30%
流動資産担保資金	30%
福祉関連産業育成資金	30%
NPO法人支援資金	30%
東日本大震災復興緊急特別融資	50%
川崎市事業承継特別保証資金	30%
川崎市新型コロナウイルス感染症対応資金	30%
その他市中小企業融資制度の資金	30%

- ・令和8年4月1日保証申込受付分以降

資金名	補助率
振興資金	10%
小規模事業資金・小口零細対応小規模事業資金	25%
経営安定資金	30%
創業支援資金	50%
産業立地促進資金	50%
流動資産担保資金	10%
事業承継特別保証資金	50%